

令和8年度

1級土木施工管理技術検定

《検定区分》

第二次検定

新受検資格

受検の手引

インターネット申込受付期間

令和8年3月23日(月)～4月6日(月)

試験日

令和8年10月4日(日)

※この手引は、申込後も必要となりますので、大切に保管してください。
※申込完了後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター

はじめに

1級土木施工管理技術検定は、建設業法に基づき、建設工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることにより、建設工事の適正な施工の確保に資するもので、国土交通大臣指定試験機関である一般財団法人 全国建設研修センターが実施する国家試験です。

1級土木施工管理技術検定は、第一次検定及び第二次検定によって行われ、第一次検定合格者は「1級土木施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級土木施工管理技士」の国家資格を取得することができます。

今般、建設業における担い手確保、育成を図るため、技術検定の受検資格見直し等の関係法令等の改正が行われ、受検資格は、令和6年度から、第一次検定は学歴に関係なく19歳以上の者になり、第二次検定は学歴ごとに定められていた卒業後の一定の実務経験を有する者から、学歴に関係なく第一次検定等合格後の一定の実務経験を有する者になりました。なお、令和10年度までは、制度改正前の第二次検定の旧受検資格での受検も可能となる経過措置が設けられています。

本手引は、令和6年度より開始される1級土木施工管理技術検定の新受検資格による第二次検定の申込みをするため、受検資格、必要な諸手続、添付書類、試験要領等についてまとめたものです。

申込みされる方は、本手引に従い、申込みをしていただくようお願いいたします。

また申込みされるにあたっては、最近申込み手続きに関する不備な事象が発生していることから、特に次の諸点に十分にご注意ください。

- ・1級土木施工管理技術検定において、実務経験については非常に重要であることから、内容を十分にご確認ください。
- ・また、実務経験については、証明者による証明が必要ですので、登録する実務経験の内容等に関し、必ず証明者にも十分な確認を依頼してください。
- ・さらに申込内容等に不備がある場合は、受検もしくは合格が取り消される場合がありますので、登録内容等について十分にご確認ください。

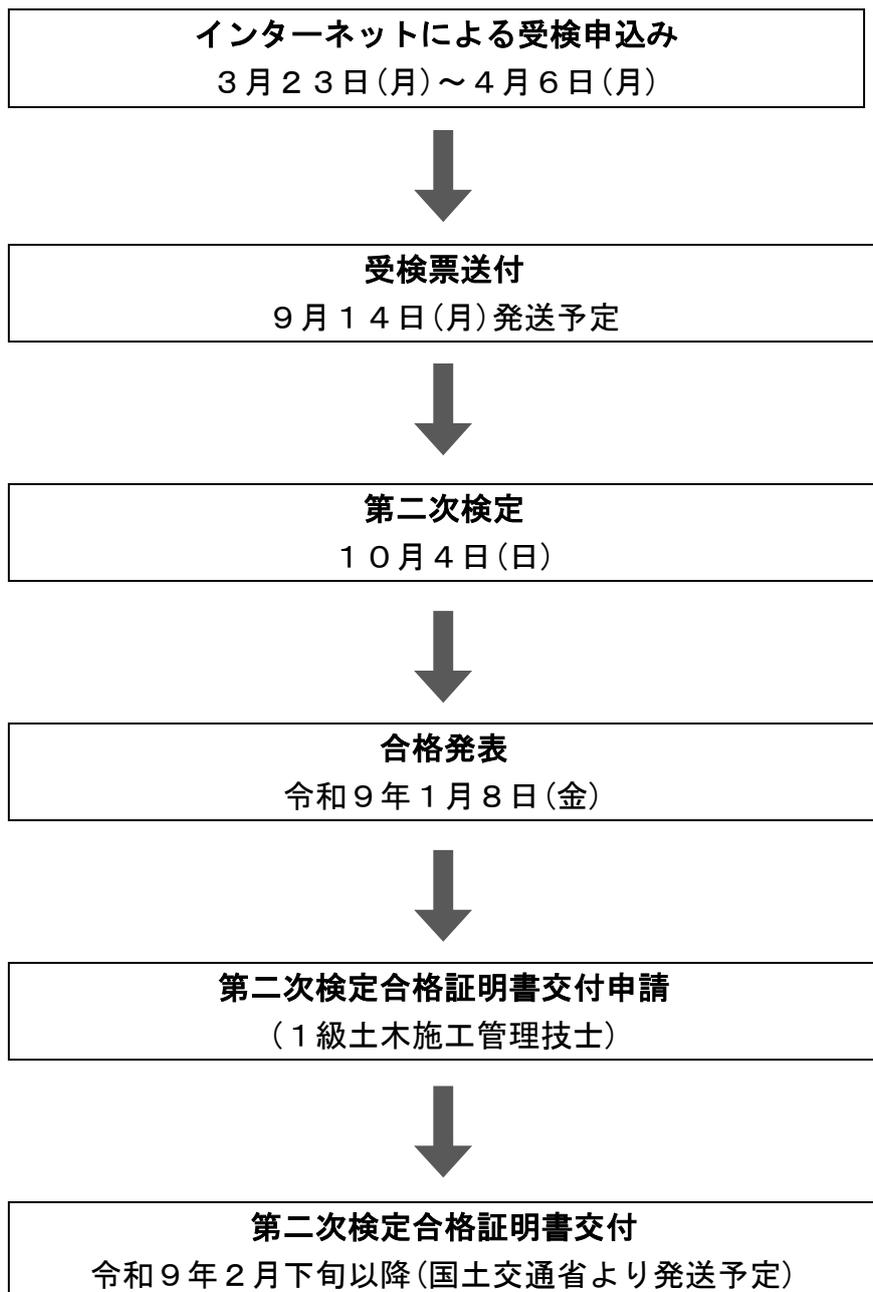
目 次

1. 1級土木施工管理技士の資格取得まで	1
2. 「第二次検定」受検対象者と受検資格区分（新受検資格）及び必要な情報等	3
3. 実務経験について	4
4. 申込みに必要な情報等について	12
5. 実務経験の登録について	15
6. 再受検申込みについて	20
7. 受検申込受付期間・申込方法等について	21
8. 受検手数料	21
9. 受検取消について	22
10. 住所変更等について	22
11. 受検票の送付について	22
12. 受検地変更について	23
13. 試験日時・試験地・試験の内容について	24
14. 受検に際しての注意	25
15. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて	26
16. 試験問題の公表について	26
17. 合格発表について	27
18. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて	27
19. 国外における実務経験について	27
20. よくある質問	28
21. (様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について	29
22. (様式ロ)受検辞退(受検申込後の取消手続き)届について	30
施工管理技術検定における自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について	31

1. 1級土木施工管理技士の資格取得まで

〈令和8年度 第二次検定〉

新規受検申込者は、受検申込前に当センターホームページで「個人ページ」の作成が必要です。
「個人ページ」では、受検申込みに必要となる実務経験を登録することができます。
※受検申込みを完了するには、受検資格を満たす実務経験の登録が必要です。(2ページ参照)



新受検資格 新規受検申込みの流れ

※過去に新受検資格で受検実績のある方は、再受検者となります。再受検者の申込みについては 20 ページをご確認ください。

新規受検申込みは、下記 1→2 の手順で手続きが必要です。
受検資格や登録内容の詳細は、本手引を参照してください。

1. 「個人ページ」の作成（実務経験の登録）

当センターホームページで、「個人ページ」を作成してください。（「個人ページ」の作成および実務経験の修正・追加は、メンテナンス期間を除き常時可能です）

「個人ページ」の作成にあたって、申込者の基本情報と実務経験(1 件以上)を登録します。実務経験情報として、【証明者情報】及び【実務経験情報】の入力が必要となります。

登録が完了すると、「個人ページ」が作成され「ログイン ID」が発行されます。「個人ページ」作成後も、必要に応じて実務経験の修正や追加登録を行うことができます。

※実務経験の登録にあたっては、事前に「新受検資格登録確認用シート」に登録内容をまとめたうえで、その内容について、証明者(15 ページ参照)からの証明を受けてください。

※「個人ページ」作成時点で受検資格要件を満たしている必要はありませんが、受検申込時に受検資格を満たしていない場合、申込みは完了できません。

※「個人ページ」を作成しただけでは、受検申込みを行ったことにはなりませんのでご注意ください。

※「個人ページ」に登録する実務経験は、必要な資格合格後の実務経験を登録してください。(3 ページ参照)

2. 受検申込（申込受付期間に限ります）

新受検資格の資格要件を満たした方は、「個人ページ」から受検申込みを行うことができます。
受検申込者情報および実務経験等の受検資格に関する情報を入力してください。

※事前に申請する実務経験は、「個人ページ」への登録が必要です。

※受検資格等に応じて必要書類のアップロードが必要となります。

必要情報の入力完了したら、クレジットカードまたはコンビニエンスストアでの決済により受検手数料を支払います。決済が完了すると受付番号が発行され、受検申込みが完了となります。

申込完了後に、登録内容及びアップロードされた書類等の審査を行います。申込完了後の実務経験の修正・訂正はできません。また、不備がある場合は受検できませんのでご注意ください。

2. 「第二次検定」受検対象者と受検資格区分(新受検資格)及び必要な情報等

- (1) 以下の【受検資格区分1・2・3】のいずれかに該当し、所定の実務経験年数を有する者が受検できます。複数に該当する場合は、いずれかを選択してください。
- (2) 「個人ページ」に登録された実務経験が受検資格を満たしていない場合、申込みは完了できません。
- (3) 自身がどの受検資格を満たすか確認の上で、「個人ページ」に登録する実務経験は、必要な資格合格後の実務経験を登録してください。
- (4) 実務経験の内容については、「3. 実務経験について(4～11 ページ)」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は20 ページを参照してください。

土木施工管理に関する必要な実務経験年数 (申請前に「個人ページ」の作成が必要です)		受検申込時に必要となる情報		
		受検資格区分に応じて必要な情報 (13ページを参照)	全員が必要な書類 (12ページを参照)	受検資格区分に応じてアップロードが 必要となる書類(14ページを参照)
【受検資格区分1】 1級土木施工管理技術検定第一次検定合格者				
1-①	1級 第一次検定合格後の実務経験5年以上	・ 1級第一次検定合格番号(もしくは合格時の受検番号) 及び合格年度	・ 住民票コード ・ 顔写真データ (JPEG形式)	—
1-②	1級 第一次検定合格後の特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上			
1-③	1級 第一次検定合格後の監理技術者補佐としての実務経験(※2)1年以上			・ 施工体制台帳 (PDF形式、JPEG形式)
【受検資格区分2】 2級土木施工管理技術検定第二次検定合格者で、かつ、1級土木施工管理技術検定第一次検定合格者				
2-①	2級 第二次検定(旧実地試験含む)合格後の実務経験5年以上 (令和8年度の該当者は令和2年度までの合格者)	・ 1級第一次検定合格番号(もしくは合格時の受検番号) 及び合格年度 ・ 2級第二次検定合格番号(もしくは合格時の受検番号) 及び合格年度	・ 住民票コード ・ 顔写真データ (JPEG形式)	—
2-②	2級 第二次検定(旧実地試験含む)合格後の特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上 (令和8年度の該当者は令和4年度までの合格者)			
【受検資格区分3】 技術士第二次試験(※3)合格者				
3-①	技術士第二次試験合格後の実務経験5年以上	—	・ 住民票コード ・ 顔写真データ (JPEG形式)	・ 技術士第二次試験合格を証する書類 (PDF形式、JPEG形式)
3-②	技術士第二次試験合格後の特定実務経験(※1)1年以上を含む実務経験3年以上			

(注意) 申込後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

※1 特定実務経験については17 ページを参照(【受検資格区分】1-②・2-②・3-②のみ)

※2 監理技術者補佐としての実務経験については18 ページを参照(【受検資格区分】1-③のみ)

※3 技術士第二次試験合格者は以下の技術部門合格者です

- ・ 建設部門
- ・ 上下水道部門
- ・ 農業部門(選択科目: 農業農村工学)
- ・ 森林部門(選択科目: 森林土木)
- ・ 水産部門(選択科目: 水産土木)
- ・ 総合技術監理部門(選択科目: 建設部門・上下水道部門に係るもの)
- ・ 総合技術監理部門(選択科目: 農業農村工学・森林土木・水産土木)

3. 実務経験について

(1) 実務経験とは

「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験をいい、具体的には以下の①～③(いずれも補助者としての経験を含む)をいいます。

- ① 工事請負者の従業員として請負工事の施工を管理した経験
- ② 工事発注者の従業員として発注工事の施工を指導・監督した経験
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員として対象工事の工事監理を行った経験
(設計・工事監理業務の一括受注は工事監理業務期間のみ)

(2) 実務経験の申請について

実務経験は受検資格の基本となる重要な内容ですので、実務経験の登録については、15～19 ページを参照し、「新受検資格用実務経験確認シート」に下書きした上で、間違いのないように登録してください。

実務経験の内容及びチェックリスト、申込情報等の申請内容は、申込完了後の修正・追加はできません。

(3) 実務経験の対象となる建設工事の種類・工事内容・従事内容

建設業法に定められた建設工事の種類(いわゆる29種類)のうち、以下の建設工事が対象です。

- ・ 土木一式工事 ・ とび・土工・コンクリート工事 ・ 石工事 ・ 鋼構造物工事
- ・ 舗装工事 ・ しゅんせつ工事 ・ 塗装工事 ・ 水道施設工事 ・ 解体工事

※ 上記、建設工事の詳細と申込時の入力は、6 ページ [表Ⅰ] 建設工事の種類(工事業種区分)、
[表Ⅱ] 建設工事の内容、[表Ⅲ] 従事した内容及び地位(職名)を参照してください。

建設工事の種類は、以下のとおり判断します。

- ① 工事請負者の従業員：以下のいずれか
 - ①-1 所属先が上記の建設業許可を有している場合
 - ・ 所属先(派遣・出向等については派遣等先企業)の請け負った工事の許可業種(一式工事等に含まれる上記(土木一式工事以外)の工事業種を含む)
 - ①-2 所属先が上記建設業の建設業許可を有していない場合
 - ・ 所属先が建設業許可を受けず建設業を営んでいる場合は、その請負工事の種類が上記(土木一式工事以外)であること
 - ・ 一式工事等に含まれる上記(土木一式工事以外)の工事の種類について専門技術者(建設業法第26条の2に定める技術者)を配置して行った工事を担当した場合
- ② 工事発注者の従業員：発注工事に含まれる上記の業種
- ③ 工事監理業務等受託者の従業員：受託した範囲の工事に含まれる上記の業種

実務経験の業種が不明な場合は、ご自身の実務経験の工事内容が、どの建設工事に該当するかを所属先に確認してください。

所属先が下請けに出した専門工事(一式工事以外の建設工事)の種類についても、所属先が当該工事の種類について建設業許可を有しており、当該部門の担当者として施工管理に関わった場合、その建設工事の種類を実務経験として申請することができます。

例として、所属先が建築一式工事で受注した工事のうち、下請けに出した解体工事の担当者として施工管理に関わった場合、所属先が解体工事の建設業許可を有している場合、その期間を「解体工事」の実務経験として申請することができます。

なお、その場合当該期間を「建築一式工事」として申請することはできません。

国外の建設工事も実務経験となります。建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事における実務経験は国内の実務経験と同様に認められます。

※実務経験登録時に、実務経験情報の「勤務先の業種」で「工事請負者(日本国外の工事)」を選択のうえ、実務経験の勤務先の建設業許可書等、建設業許可の内容が確認できる書類をアップロードしてください。

それ以外の国外の実務経験については国土交通大臣に個別申請し、認定を受ける必要があります。

(27 ページを参照)

**土木施工管理に関する実務経験として認められている
建設工事の種類（工事業種区分）・工事内容・従事内容**

[表Ⅰ] 建設工事の種類 (工事業種区分)	[表Ⅱ] 工事内容 ※7ページの【別表Ⅰ】をご参照ください	[表Ⅲ] 従事内容した内容及び地位（職名）
<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事 ・とび・土工・ コンクリート工事 ・石工事 ・鋼構造物工事 ・舗装工事 ・しゅんせつ工事 ・塗装工事 ・水道施設工事 ・解体工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川工事 ・道路工事 ・海岸工事 ・砂防工事 ・ダム工事 ・港湾工事 ・鉄道工事 ・空港工事 ・発電・送変電工事 ・通信・電気土木工事 ・上水道工事 ・下水道工事 ・土地造成工事 ・農業土木工事 ・森林土木工事 ・地下構造物工事 ・橋梁工事 ・トンネル工事 ・解体工事 ・浄化槽工事 ・機械等設置に伴う コンクリート基礎工事 ・鋼構造物工事 ・建築工事 ・塗装工事 ・薬液注入工事 ・屋外広告物工事 ・上記以外の 基礎的・準備的工事 ・個人宅地工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事請負者 (請負者の立場での現場管理業務) ・施工管理 ・主任技術者 ・監理技術者 ・監理技術者補佐 ○工事発注者 (発注者の立場での工事監理業務) ・発注者側監督員 ○工事監理業務等受託者 (設計者の立場での工事監理業務) ・工事監理等 <p>※設計監理業務を一括で受注している場合、その業務のうち、工事監理業務期間のみ認められます。</p>

[表Ⅰ] 建設工事の種類（工事業種区分）については、所属会社の建設業許可の区分及び発注された工事の工種の発注条件の建設業許可の区分を参考に選択してください。

※ [表Ⅰ] で定められた建設工事の種類（工事業種区分）以外で受注・発注された工事は一切実務として認められません。

ただし、元請け工事が [表Ⅰ] 以外の建設工事の種類（工事業種区分）で発注された場合でも、下請け時に [表Ⅰ] の建設工事の種類（工事業種区分）として発注された工事の場合は、その下請け期間は実務経験として認められます。

(例) 元請け（建築一式工事） ⇒ 下請け（とび・土工・コンクリート工事）のPC杭工事、山留杭工事等

【別表1】 6ページの【表II】 建設工事の内容の例示

【表II】建設工事の内容	【表II】建設工事の内容の例示
河川工事	築堤工事、護岸工事、水制工事、床止め工事、取水堰工事、水門工事、樋門(樋管)工事、排水機場工事、河道掘削(浚渫工事)、河川維持工事(構造物の補修)
道路工事	道路土工(切土、路体盛土、路床盛土)工事、路床・路盤工事、法面保護工事、舗装(アスファルト、コンクリート)工事(※個人宅地内の工事は除く)、中央分離帯設置工事、ガードレール設置工事、防護柵工事、防音壁工事、道路施設等の排水工事、トンネル工事、カルバート工事、道路付属物工事、区画線工事、道路維持工事(構造物の補修)、道路標識・案内表示設置工事
海岸工事	海岸堤防工事、海岸護岸工事、消波工工事、離岸堤工事、突堤工事、養浜工事、防潮水門工事
砂防工事	山腹工工事、堰堤工事、地すべり防止工事、がけ崩れ防止工事、雪崩防止工事、溪流保全(床固め工、帯工、護岸工、水制工、溪流保護工)工事
ダム工事	転流工工事、ダム堤体基礎掘削工事、コンクリートダム築造工事、基礎処理工事、ロックフィルダム築造工事、原石採取工事、骨材製造工事、ダム堆砂浚渫工事
港湾工事	航路浚渫工事、防波堤工事、護岸工事、けい留施設(岸壁、浮桟橋、船揚げ場等)工事、消波ブロック製作・設置工事、埋立工事、港湾浚渫工事
鉄道工事	軌道盛土(切土)工事、軌道敷設(レール、まくら木、道床敷砂利)工事(※架線工事は除く)、軌道路盤工事、軌道横断構造物設置工事、ホーム構築工事、踏切道設置工事、高架橋工事、鉄道トンネル工事、ホームドア設置工事
空港工事	滑走路整地工事、滑走路舗装(アスファルト、コンクリート)工事、エプロン造成工事、滑走路排水施設工事、燃料タンク設置基礎工事
発電・送変電工事	取水堰(新設・改良)工事、送水路工事、発電所(変電所)設備コンクリート基礎工事、発電・送変電鉄塔設置工事、ビット電線路工事、太陽光発電施設基礎工事、太陽光発電施設造成工事、海底ケーブル設置工事、無電柱化土木工事(※ケーブル引込のみの工事は除く)
通信・電気土木工事	通信管路(マンホール・ハンドホール)敷設工事、とう道築造工事、鉄塔設置工事、地中配管埋設工事、海底ケーブル設置工事、無電柱化土木工事(※ケーブル引込のみの工事は除く)
上水道工事	公道下における配水本管(送水本管)敷設工事、取水堰(新設・改良)工事、導水路(新設・改良)工事、浄水池(沈砂池・ろ過池)設置工事、浄水池ろ材更生工事、配水池設置工事
下水道工事	公道下における本管路(下水管・マンホール・汚水樹等)敷設工事・管路推進工事・更正工事、ポンプ場設置工事、終末処理場設置工事、下水処理場浚渫工事
土地造成工事	切土・盛土工事、法面処理工事、擁壁工事、排水工事、調整池工事、墓苑(園地)造成工事、分譲宅地造成工事、集合住宅用地造成工事、工場用地造成工事、商業施設用地造成工事、駐車場整地工事、駐車場舗装工事、運動場等造成・整地工事、運動場等舗装工事、野球場新設工事、公園・ゴルフ場・レジャー施設等造成工事 ※個人宅地内の工事は除く
農業土木工事	圃場整備・整地工事、土地改良工事、農地造成工事、農道整備(改良)工事、用排水路(改良)工事、用排水施設工事、草地造成工事、土壌改良工事、溜池工事、溜池・用水路等浚渫工事
森林土木工事	林道整備(改良)工事、擁壁工事、法面保護工事、谷止工事、治山堰堤工事
地下構造物工事	地下横断歩道工事、地下駐車場工事、共同溝工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事、ガス本管理設工事、土留め工事(山留め工事)、路面覆工工事
橋梁工事	橋梁上部(桁製作、運搬、架設、床版、舗装)工事、橋梁下部(橋台・橋脚)工事、橋台・橋脚基礎(杭基礎・ケーソン基礎)工事、耐震補強工事、橋梁(鋼橋、コンクリート橋、PC橋、斜張橋、つり橋等)工事、歩道橋工事
トンネル工事	山岳トンネル(掘削工、覆工、インバート工、坑門工)工事、シールドトンネル工事(シールドマシン製作を含む)、開削トンネル工事、水路トンネル工事
解体工事	別表の【表I】で定められた建設工事の種類(工事業種区分)で受注・発注された目的物の解体工事、「解体工事」として受注・発注された集合住宅・店舗・倉庫等の建築物の解体工事 ※「建築一式工事」として受注・発注された建築物の解体工事、一戸建て個人住宅の解体工事は除く
浄化槽工事	大型浄化槽設置工事(ビル、マンション、パーキングエリアや工場等大規模な工事)
機械等設置に伴うコンクリート基礎工事	タンク設置に伴うコンクリート基礎工事、煙突設置に伴うコンクリート基礎工事、機械設置に伴うコンクリート基礎工事
鋼構造物工事	橋梁・水門扉の工場での製作、石油・ガス・燃料等の貯蔵用タンク製作・設置工事
建築工事 (ビル・マンション等)	既製杭(PC・鋼管・RC杭等)工事、場所打ち杭工事、既製杭(PC・鋼管・RC杭等)解体工事、場所打ち杭解体工事、建築物基礎解体後の埋戻し・整地工事(土地造成工事)、地下構造物解体後の埋戻し・整地工事(土地造成工事)、外装(外壁、エントランス部分)として擬石(ぎせき)等をはり付ける工事、土留め工事(山留め工事)
塗装工事	鋼橋塗装工事、鉄塔塗装工事、樋門扉・水門扉塗装工事、歩道橋塗装工事、鉄骨塗装工事、石油・ガス・燃料等の貯蔵用タンク塗装工事、屋外広告物塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、路面標示工事 ※個人宅地内の工事は除く
薬液注入工事	トンネル掘削の止水・固結工事、シールドトンネル発進部・到達部地盤防護工事、立坑底盤部遮水盤造成工事、推進管周囲地盤補強工事、鋼矢板周囲地盤補強工事 ※個人宅地内の工事は除く
屋外広告物工事	屋外広告物基礎工事、屋外広告物の製作・加工・設置工事(※製作・加工のみは除く) ※設置に関し、主にクレーン等を使用するもの
上記以外の 基礎的・準備的工事等	足場組立、機械器具・建設資材等の重量物のクレーンによる運搬配置、鉄骨等の組立、くい打ちくい抜き場所打ちくい工事、コンクリートブロック据付工事(プレキャストコンクリートの柱、梁等の設置等)、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート打設・圧送工事(※建築躯体工事は除く)、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事(山留め工事)、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、捨石工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事 ※個人宅地内の工事は除く
個人宅地工事	既製杭(PC・鋼管・RC杭等)工事、場所打ち杭工事、既製杭(PC・鋼管・RC杭等)解体工事、場所打ち杭解体工事、土留め工事(山留め工事)

【別表2】 6ページの土木施工管理に関する実務経験として認められている【表Ⅰ】建設工事の種類（工事業種区分）と【表Ⅱ】工事内容の組合せ一覧

【表Ⅰ】建設工事の種類（工事業種区分）	【表Ⅱ】工事内容	【表Ⅰ】建設工事の種類（工事業種区分）	【表Ⅱ】工事内容		
・土木一式工事	河川工事	・石工事	河川工事		
	道路工事		道路工事		
	海岸工事		海岸工事		
	砂防工事		砂防工事		
	ダム工事		ダム工事		
	港湾工事		港湾工事		
	鉄道工事		空港工事		
	空港工事		土地造成工事		
	発電・送変電工事		農業土木工事		
	通信・電気土木工事		森林土木工事		
	上水道工事		解体工事		
	下水道工事		上記以外の基礎的・準備的工事等		
	土地造成工事		・鋼構造物工事	河川工事	
	農業土木工事			道路工事	
	森林土木工事	ダム工事			
	地下構造物工事	港湾工事			
	橋梁工事	鉄道工事			
	トンネル工事	空港工事			
	解体工事	発電・送変電工事			
	浄化槽工事	通信・電気土木工事			
	上記以外の基礎的・準備的工事等	橋梁工事			
		解体工事			
		鋼構造物工事			
		建築工事(ビル・マンション等)			
	・とび・土工・コンクリート工事	河川工事	・舗装工事	河川工事	
		道路工事		道路工事	
海岸工事		港湾工事			
砂防工事		空港工事			
ダム工事		土地造成工事			
港湾工事		農業土木工事			
鉄道工事		森林土木工事			
空港工事		解体工事			
発電・送変電工事		建築工事(ビル・マンション等)			
通信・電気土木工事		上記以外の基礎的・準備的工事等			
上水道工事		・しゅんせつ工事		河川工事	
下水道工事				ダム工事	
土地造成工事				港湾工事	
農業土木工事				下水道工事	
森林土木工事			農業土木工事		
地下構造物工事			上記以外の基礎的・準備的工事等		
橋梁工事			・塗装工事	解体工事	
トンネル工事				鋼構造物工事	
解体工事				塗装工事	
浄化槽工事				上記以外の基礎的・準備的工事等	
機械等設置に伴うコンクリート基礎工事				・水道施設工事	上水道工事
鋼構造物工事					下水道工事
建築工事(ビル・マンション等)		解体工事			
塗装工事		上記以外の基礎的・準備的工事等			
薬液注入工事		・解体工事	解体工事		
屋外広告物工事			上記以外の基礎的・準備的工事等		
上記以外の基礎的・準備的工事等					
個人宅地工事					

【1級】土木施工管理に関する実務経験とは認められない工事内容【参考】

※6ページの[表I]で定められた建設工事の種類(工事業種区分)以外で受注・発注された工事は一切実務として認められません。

工事内容	認められない工事内容の例示
河川・ダム工事	除草作業、流木処理作業、塵芥処理作業 等
道路工事	路面清掃作業、除草作業、除雪作業、道路標識工場製作のみ、道路標識管理業務 等
発電・送変電工事 通信・電気工事	架線工事、ケーブル引込工事、電柱設置工事、配線工事、電気設備設置工事、変電所建屋工事、 発電所建屋工事、基地局建屋工事 等
上水道工事	敷地内の給水設備等の配管工事 等
下水道工事	敷地内の排水設備等の配管工事 等
公園(造園)工事	植栽工事、修景工事、遊具設置工事、防球ネット設置工事、墓石等加工設置工事 等
解体工事	[表I]で定められた建設工事の種類(工事業種区分)以外で受注・発注された目的物の解体工事、 「建築一式工事」で受注・発注された総合的な企画・指導・調整のもと建築物を解体する工事、 一戸建て個人住宅の解体工事 等
浄化槽工事	浄化槽設置工事(個人宅等の小規模な工事) 等
機械器具設置工事	プラント設備工事、内燃力発電設備工事、運搬機器設置工事、サイロ設置工事、 立体駐車設備工事 等
鋼構造物工事	2次製品等の工場での製作、加工のみで設置を行わない場合 等
建築工事 (ビル・マンション等)	躯体工事(コンクリート打設、圧送も含む)、 内装工事・仕上工事(「石工事」「塗装工事」で受注・発注されたものを除く) 等
薬液注入工事	個人宅地内の工事における薬液注入工事 等
個人宅地工事	個人宅地内における以下の工事 造成工事、擁壁工事、地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む)、建屋解体工事、 建築工事及び駐車場関連工事、基礎解体後の埋戻し、基礎解体後の整地工事 等
エクステリア工事	フェンス・門扉工事・ブロック塀等困障工事 等
コンクリート等製造	工場内における生コン製造・管理、アスコン製造・管理、コンクリート2次製品製造・管理 等
地質・測量調査	ボーリング調査、さく井工事、埋蔵文化財発掘調査 等

土木施工管理に関する実務経験とは認められない業務や調査、作業等

※土木工事の施工に直接的に関与しない次のような業務などは認められません。

- ① 工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ② 測量、調査(点検含む)、設計(積算を含む)、保守・維持・メンテナンス等の業務
※ただし、施工中の工事測量は認める。
- ③ 現場事務、営業等の業務
- ④ 官公庁における行政及び行政指導、研究所・学校(大学院等)・訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ⑤ アルバイトによる作業員としての経験
- ⑥ 工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑦ 単なる土の掘削、コンクリートの打設、建設機械の運転、ゴミ処理等の作業、単に塗料を塗布する作業、
単に薬液を注入するだけの作業等

※ 上記の①～⑦以外の業務でも、土木施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、全て受検できません。

(4) 実務経験年数の申請

- ・実務経験は連続している必要はありません。実務経験年数の合計が必要な年数を満たしていれば申請できます。

(5) 実務経験年数の算出

- ・実務経験年数に算入できるのは令和8年4月末日までです。
- ・受検資格区分1の場合、1級第一次検定合格発表日以降の実務経験から算入できます。(下表を参照)
- ・受検資格区分2の場合、2級第二次検定(旧実地試験含む)合格発表日以降の実務経験から算入できます。(下表を参照)
- ・受検資格区分3の場合、技術士第二次試験合格証発行日以降の実務経験から算入できます。なお、技術士第二次試験合格を証する書類により算入できる年月が異なりますので、14ページを参照してください。
- ・必要な実務経験年数が不足する場合は、令和8年5月から10月(第二次検定の試験日前日まで)までの期間のうち実務経験として見込まれる期間を算入できます。
見込期間として計上できるのは、受検申込時点で契約または特定できる工事に限ります。
見込期間を実務経験年数として申請する場合、実務経験の登録は、受検申込時の入力となります。
なお、見込みとしていた実務経験が積みなかった場合、第二次検定の試験日前日までに受検申請の取り下げを行ってください。
試験日前日までに申し出のあった方に限り、受検手数料から郵便料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替にて返金します。
受検資格を満たさずに受検した場合、後日、行政処分を受ける可能性があります。
- ・複数の検定種目に対応する建設工事の実務経験は、他の検定種目の実務経験として申請できます。
また、他の種目の受検(令和5年度以前の受検を含む)において、すでに申請した実務経験であっても、この手引に記載された条件を満たす場合は、当検定における実務経験として申請できます。
- ・過去の申請内容と両立しない内容を申請した場合、そのいずれか、または双方が虚偽記載となり行政処分を受ける可能性があります。

【参考】

土木施工管理技術検定の合格年度と合格年月

【1級第一次検定】	【2級第二次検定(旧実地試験)】	
令和3年度→令和3年8月	平成25年度→平成26年2月	平成30年度→平成31年2月
令和4年度→令和4年8月	平成26年度→平成27年2月	令和元年度→令和2年2月
令和5年度→令和5年8月	平成27年度→平成28年2月	令和2年度→令和3年2月
令和6年度→令和6年8月	平成28年度→平成29年2月	令和3年度→令和4年2月
令和7年度→令和7年8月	平成29年度→平成30年2月	令和4年度→令和5年2月

(6) 実務経験の申請方法

① 従事した工事ごとに申請する場合

申請する期間において従事した比率が最も高い業務(以下、主たる業務という)を工事ごとに実務経験として算入します。実務経験の申請について主たる業務以外の工事の実務経験を重複して申請することはできません。同時期に複数の工事を担当した場合も、重複期間を二重に計上できません。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A:土木一式工事(主たる業務)											
B:建築一式工事(従たる業務)						C:舗装工事(主たる業務)					

※ A工事の終期とC工事の始期が同月内(9月)で重なる場合、9月の実務経験はいずれか一方に算入してください。B工事は主たる業務ではないので算入できません。

② 従事した複数工事をまとめて申請する場合

工期の短い同業種の工事に継続的に従事した場合、1年以内の期間に限りまとめて申請できます。

1年以上の期間をまとめて申請する場合は、1年ごとに複数件に分けて申請してください。

1行にまとめて申請できるのは同一の勤務先、建設工事の種類、従事内容に限ります。

実務経験登録時に「工期の短い同業種の工事をまとめて申請」をチェックしてください。

実務経験登録時の工事名や請負金額などは代表的なものを入力してください。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A 期間:土木一式工事(期間内3件)						B 期間:舗装工事(期間内4件)					

※ 上記の場合、A期間を7ヵ月、B期間を4ヵ月として申請できます。

ただし、月内に一切工事を行っていない場合は、その月を実務経験として算入できません。

※ 複数工事をまとめた実務経験の証明者は、建設業許可を有する勤務先の代表者に限ります。

建設業許可をもたない場合は、申込時に証明者が専ら建設業を営むことを証明する書類のアップロードが必要です。

(当該期間中の確定申告書、契約台帳等の写し)

※ 以下の場合、複数工事をまとめて申請することはできません。

- ・ 特定実務経験、監理技術者補佐としての実務経験
- ・ 工事発注者または工事監理業務等受託者の従業員としての経験
- ・ 証明者について建設業許可番号の記載がなく、主に建設業を営むことの証明もない場合
- ・ 実務経験の証明を受けられず自らが証明者となる実務経験

【注意】

技術検定の実務経験申請にあたって、検定種目ごとに対応する実務経験を、他の検定種目と重複して申請することはできません。

4. 申込みに必要な情報等について *再受検申込みに (2) (3) (4)は不要です

(1) 申込者全員が必要な情報 ※申込手続き前に準備してください

① 住民票コード(11桁の数字)(新規受検申込者のみ)

※マイナンバー(12桁)ではありません。

※ご自身の住民票コードが分からない方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

② 令和6年度以降に受検した際の「受検年度」及び「受検番号」(再受検申込者のみ)

※「受検票」もしくは「結果通知書」で確認してください。

※「受検番号」が不明の方は、当センターホームページの「再受検申込受付」のトップ画面から、受検者本人に限り、過去の受検番号を検索することができます。

③ 受検申込者の顔写真データ(JPEG形式)

試験当日、本人確認を行いますので鮮明な写真を提出してください。なお、提出された写真は検定合格証明書に印刷されます。



- 規格**
- ・正面上半身像の高さと幅の比率が概ね4：3
 - ・申請日から6ヵ月以内に撮影したもの(白黒でも可)
 - ・正面、無背景、鮮明であること(焦点が合っていること)
 - ・明るさやコントラストが適切で影のないもの
 - ・前髪で目元や輪郭が隠れていないこと
 - ・眼鏡の光の反射やフレームが目にかかっていないこと
 - ・サングラスやマスク、帽子等を着用していないもの
 - ・笑顔でないもの(歯の见えていないもの)

※試験当日の本人確認の際、顔写真が実際と大きく異なる等本人確認が難しい場合には試験監督員が運転免許証等の提示や説明を求めることがあります。

(2) 受検資格区分に応じて受検申込時に必要な情報 ※申込手続き前に準備してください

受検資格区分に応じて、受検資格を満たす実務経験年数と以下の受検資格情報を入力してください。

【受検資格区分1】

1 級土木施工管理技術検定第一次検定合格を証する情報

- ・ 検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

【受検資格区分2】

1 級土木施工管理技術検定第一次検定合格を証する情報

- ・ 検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

2 級土木施工管理技術検定第二次検定(旧実地試験含む)合格を証する情報

- ・ 検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

※「検定合格番号」は、国土交通省から交付された「技術検定合格証明書」で確認できます。

(国土交通省に交付申請をした方に交付されるものです)

※「合格時の受検番号」は、合格時に当センターから送付した「結果通知書」で確認できます。

※「合格時の受検番号」が不明の方は、当センターホームページの「再受検申込受付」のトップ画面から、受検者本人に限り、過去の受検番号を検索することができます。

※いずれも合格後に改姓した方は、検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度を入力する際に「合格当時が旧姓の場合はチェックしてください」をチェックしたうえで、下記のいずれかをアップロードしてください。

- ・ 書換手続後の合格証明書
- ・ 戸籍抄本(または旧姓の併記された住民票)

(3) 「個人ページ」に登録した受検資格を満たす実務経験

受検申込前に、「個人ページ」に登録した実務経験が受検資格を満たしているか確認してください。
「個人ページ」の作成及び実務経験の登録は、申込受付期間外でも可能です。

(4) 受検資格に応じて受検申込時にアップロードが必要な書類

※全て PDF 形式もしくは JPEG 形式でアップロードが必要です。

※アップロードする書類が複数枚ある場合は、一つのファイルにまとめてください。

【受検資格区分 1－③】で受検する方

監理技術者補佐としての実務経験の証明として、以下の記載が必要です。

- ・ 施工体制台帳
- ・ 監理技術者氏名
- ・ 監理技術者が非専任であること
- ・ 監理技術者の資格内容
- ・ 監理技術者補佐氏名(受検者の氏名であること)
- ・ 監理技術者補佐の資格内容(1級技術検定第一次検定の資格及び主任技術者の資格内容)

【受検資格区分 3】で受検する方

技術士第二次試験合格を証する書類として、以下のいずれかの書類をアップロードしてください。
また、農業部門・森林部門・水産部門・総合技術監理部門は、選択科目が記載された書類(受検票等)を併せてアップロードしてください。

- ・ 技術士第二次試験合格証明書
- ・ 技術士第二次試験合格証
- ・ 技術士登録証
- ・ 技術士登録等証明書

※ 上記いずれかの証明書で申請可能ですが、各証明書により確認できる年月以降の実務経験しか算入できません。なお、技術士登録証及び技術士登録等証明書の場合は、合格年月に関わらず登録日の属する月以降の実務経験のみ算入可能です。

※ 証明書類が旧姓の方は、戸籍抄本(または旧姓の併記された住民票)を上記書類と同時にアップロードしてください。(ファイルを一つにまとめてください)

5. 実務経験の登録について

実務経験の登録にあたっては、当センターホームページの「実務経験登録内容確認用シート」を、入力項目の確認に活用してください。

(1) 実務経験の証明者について

実務経験の証明は会社の代表者等の確認が必要であり、証明者は以下に該当する者だけです。

実務経験の内容については、事前に証明者からの証明を受けたうえで登録してください。

① 工事請負者の従業員としての実務経験期間の場合(以下のいずれか)

- ・工事請負者の代表者、または当該工事の監理技術者、主任技術者

② 発注者の従業員としての実務経験期間の場合

- ・工事発注者の代表者

③ 工事監理業務等受託者の従業員としての実務経験期間の場合

- ・工事監理業務等受託者の代表者

いずれの場合も証明者の代理人として、代表者の権限を分掌する部署長等が証明者となることができます。(工事の監理技術者等を除く)

派遣の場合、証明については、派遣先企業による証明が必要です。ただし、派遣先企業による証明が困難な場合は、派遣元企業による証明とし、原則として、以下の内容が全て確認できる派遣等契約書や派遣元管理台帳等のアップロードが申込時に必要となります。

- ・派遣者(受検者)氏名、派遣期間、派遣元・派遣先企業名、派遣業者の許可番号

※一つの書類で確認がとれない場合は、複数の書類のアップロードが必要となります。アップロードの際は、一つのファイルにまとめてください。

なお、派遣元企業が証明する場合は、工事毎の証明とし、複数工事をまとめた証明はできません。

令和6年3月31日までに着工した工事の証明については、実務経験期間当時の代表者、または証明時点での代表者が過去の実務経験も含めて証明できます。なお、証明時点で廃業している場合は、廃業前の代表者による証明が可能です。令和6年4月1日以降に着工した工事の証明については、実際の実務経験期間における所属先の代表者等による証明のみ有効です。

建設業を営む事業主自ら施工管理業務に従事した場合、事業主自身が証明者となります。その際、会社または事業者名欄には事業主の氏名、役職名欄には事業主と記入してください。

従事した複数工事をまとめて申請する場合に、その証明者が建設業許可を持たない場合は、証明者が専ら建設業を営むことを証明する書類のアップロードが申込時に必要です。

また、申請内容に疑義が生じた場合など、必要に応じて工事請負契約書、請書、注文書等の写しの提出をお願いすることがあります。

(2) 実務経験登録に必要な情報

実務経験の登録には、以下の情報が必要となります。

①実務経験の種類

実務経験の内容と、申請する受検資格区分に応じて選択してください。

②勤務先

実務経験当時の受検申込者の勤務先を入力してください。

③所属先(部署名)

工事請負者が支店等の場合は、支店名等もこちらに入力してください。

④勤務先の業種

実務経験当時の受検申込者の勤務先について選択してください。

⑤工事名

工事請負契約書等に記載された正式名称を入力してください。

⑥発注者

工事請負契約書等に記載された正式名称を入力してください。

工事請負者の場合、直接請け負った注文者名を入力してください。

⑦建設工事の種類

建設工事の種類は、[表 I] (6 ページ)を参照の上、選択してください。

⑧工事内容

工事内容は、[表 II] (6~7 ページ)を参照の上、選択してください。

⑨従事内容

従事内容は、[表 III] (6 ページ)を参照の上、選択してください。

⑩請負金額

勤務先の工事請負金額(税込)を入力してください。

※発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、請負金額の入力は不要です。

⑪実務経験年数

登録する工事工期内で、自身が施工管理に携わった期間を入力してください。

⑫監理技術者(主任技術者)氏名

勤務先が建設業許可業者の場合は、勤務先が配置した監理技術者(主任技術者)氏名を必ず入力してください。建設業許可業者が請け負った工事を施工する際には監理技術者(主任技術者)の設置が必要です。

勤務先が建設業許可をもたない場合、発注者側技術者または工事監理等業務に従事した場合は、入力不要です。

※建設業法 26 条の 3 に基づき、勤務先が主任技術者を配置しない場合は、元請負人の主任技術者氏名を入力してください。

⑬監理技術者資格者証交付番号

「特定実務経験(自らが主任技術者である場合を除く)」 「監理技術者補佐としての実務経験」を申請する場合は、入力してください。

(3) 特定実務経験を含む実務経験を登録する場合について

●特定実務経験とは(受検資格区分 1-②、2-②、3-②)

建設業法の適用を受ける請負金額 4,500 万円(税込)以上の建設工事における、以下のいずれかの実務経験をいいます。

- ① 監理技術者もしくは主任技術者(いずれも請け負った建設工事の種類に係る監理技術者資格者証を有する者)の指導の下で行った土木施工管理の実務経験
- ② 自ら監理技術者もしくは主任技術者として行った土木施工管理の実務経験

ただし、以下の場合は特定実務経験とは認められません。

- ・ 監理技術者もしくは主任技術者の指導の下で行った施工管理の実務経験において、その監理技術者、主任技術者と同じ企業(派遣・出向の場合は派遣先企業に属するものと見なす)に所属しない場合
- ・ 工事発注者または工事監理業務等受託者の従業員としての経験
- ・ 建設業法の適用を受けない国外の工事や請負によらない工事
- ・ まとめて登録した実務経験に含まれる工事
- ・ 一式工事等に含まれる専門工事の実務経験 (所属先が請け負った建設工事の種類のみが対象です)

●特定実務経験を申請する際の注意事項

建設業法の適用を受ける請負金額 4,500 万円(税込)以上の工事に限ります。

当該工事の監理技術者(または主任技術者)氏名と監理技術者資格者証の交付番号を入力してください。ただし、受検者自身が主任技術者として携わった場合は、監理技術者資格者証交付番号等の記入は必要ありません。

(4) 監理技術者補佐としての実務経験を登録する場合について

●監理技術者補佐としての実務経験とは(受検資格区分 1-③)

監理技術者補佐とは、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置する技術者を指し、かつ対象となる業種の主任技術者の資格を有する者が、1級第一次検定合格後に建設業法第26条第3項第二号に定める監理技術者補佐として専任配置された実務経験に限ります。

※単に監理技術者の手伝いや補助といった経験ではありません。

受検申込時に、監理技術者補佐配置確認のため施工体制台帳のアップロードが必要です。施工体制台帳で以下の情報が確認できない場合、及び1級第一次検定合格前の実務経験は「監理技術者補佐としての実務経験」とは認められません。

- ・特定建設業者が元請として請け負った工事であること
- ・監理技術者氏名が申請されたものと同じであること
- ・監理技術者が非専任であること
- ・監理技術者の資格内容
- ・監理技術者補佐氏名(受検者の氏名であること)
- ・監理技術者補佐の資格内容(1級技術検定第一次検定の資格及び主任技術者の資格内容)

●監理技術者補佐としての実務経験を申請する際の注意事項

下請金額の総額が監理技術者の配置条件を満たす工事が対象です。

- ・令和4年12月31日までの工事・・・・・・・・・・4,000万円(税込)以上
- ・令和5年 1月 1日～令和7年1月31日までの工事・・・・4,500万円(税込)以上
- ・令和7年 2月 1日以降の工事・・・・・・・・・・5,000万円(税込)以上

当該工事の監理技術者氏名と監理技術者資格者証の交付番号の入力が必要です。

(5) 実務経験証明のチェックリストについて

受検申込者と確認者は、登録する実務経験の内容について事前に確認を行ってください。全てのチェックリストの項目内容について確認しチェック欄にチェックを入れてください。

確認者は、実務経験の入力内容と下記チェックリストの項目内容について間違いがないか確認し、「確認者チェック」欄にチェックを入れ、「確認者」欄に「氏名・会社名・部署名・役職名・連絡先・確認日」を入力してください。

※確認者とは、実務経験の入力内容の証明者もしくは代理の方(実務経験を証明することのできる直属の上司等)をいいます

※申請された実務経験の内容等に不明な点がある場合、確認者あてに電話で問い合わせする場合があります。

(6) 実務経験の証明が受けられない場合について

証明者の所在が不明または拒否されて証明が受けられない場合は、受検申込者が証明者として実務経験を申請(複数工事をまとめて申請することはできません)し、申込時に、以下の全ての書類をアップロードしてください。

- ① 証明が受けられない理由書(本来の証明者の現況等の説明含む)
- ② 本来の証明者に関する資料(建設業を営んでいたこと等の証明)
建設業許可に関する資料、閉鎖登記簿
- ③ 受検申込者と本来の証明者との関係を示す資料
源泉徴収票、雇用契約書
- ④ 申請された実務経験の内容を十分に推定できる資料
出張命令書、経費精算書

〈参考〉他の検定種目が重複する期間の実務経験を申請する場合

同時期に複数の業務に従事した場合、工事工期または従事割合で業務比率を算出することで、その比率に応じて他の検定種目の実務経験として申請できます。

(例) :12ヵ月(1年)のうち土木の実務経験と、管工事の実務経験の比率を「土木:2、管工事:1」とした場合、土木の実務経験は8ヶ月、管工事の実務経験は4ヶ月となります。

6. 再受検申込みについて

※インターネットから直接受検申込みを行ってください。（書面による申込みはできません）

詳細は当センターホームページをご確認ください。

再受検申込みには、過去に受検した際の「受検年度」「受検番号」の入力が必要となります。「受検票」もしくは「結果通知書」で確認してください。

「受検番号」が不明の方は、当センターホームページの「再受検申込受付」のトップ画面から、受検者本人に限り、過去の受検番号を検索することができます。

(1) 再受検申込者とは

以下の対象者で、令和8年度に再度受検申込みする方のことです。

- ①令和6年度以降の「第二次検定」を受検した方(欠席した方を含む)
- ②令和6年度以降の「第一次検・第二次検定」を受検し、第一次検定のみ合格した方
- ③令和6年度の「第一次検・第二次検定」を受検した後、令和7年度に第一次検定に合格した方

(2) 再受検申込者に該当しない方

- ①初めて1級土木施工管理技術検定の受検申込みを行う方
- ②1級土木施工管理技術検定の「第一次検定のみ」しか受検したことがない方
- ③過去に受検申込みをしたが、書類不備または受検辞退等により受検票を受け取っていない方

7. 受検申込受付期間・申込方法等について

受付期間	令和8年3月23日(月)～4月6日(月)
申込方法	インターネットによる申込受付

●新規受検申込者への注意事項

- ・申請内容及びアップロードされた必要書類に不備や不足があると受検できません。
- ・「個人ページ」への実務経験の登録等は、申込受付期間前から可能です。
- ・実務経験等の申請内容については、申込完了後の修正・追加はできません。
- ・申込完了後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

8. 受検手数料 12,000円 (消費税非課税)

- ・上記のほか事務手続き手数料として250円(税込)が必要となります。
- ・受検手数料は消費税非課税です。インボイス対応取引ではありません。
- ・支払いはクレジットカード決済もしくはコンビニエンスストア決済を選択できます。
※コンビニエンスストア決済を選択できるのは、申込受付締切の3日前までです。
※払込期限は、申込受付締切日と同日です。払込期限までに受検手数料の払込みがない場合は、申込みが無効となりますのでご注意ください。
- ・クレジットカード決済は、以下のクレジットカード会社が使用できます。
VISA/Master/JCB/アメリカン・エクスプレス/Diners
- ・コンビニエンスストア決済は以下のコンビニエンスストアが利用できます。
セブンイレブン/ローソン、ローソン・スリーエフ/ファミリーマート/
セイコーマート/ミニストップ

9. 受検取消について

- ・ 8月28日(金)(消印有効)までに「(様式ロ)受検辞退届」(30ページ)を郵送された方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。
- ・ 受検手数料は郵送料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替で返金いたします。
(11月中旬予定)
- ・ 「(様式ロ)受検辞退届」を印刷し必要事項を記入のうえ、当センター土木試験課「受検辞退係」まで郵送してください。(提出先は32ページを参照)

10. 住所変更等について

申込完了後に住所(受検票等の送付先)、氏名、本籍(都道府県)などに変更が生じた場合は、「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(29ページ)を印刷し、申込時の試験地、受検番号(分かる場合のみ)、氏名(フリガナ)、生年月日、日中に連絡可能な電話番号及び変更事項を記入のうえ、当センター土木試験課「住所変更係」まで郵送してください。(提出先は32ページ参照)

氏名変更した方は戸籍抄本または旧姓が併記された住民票の提出が必要です。

※(様式イ)が未提出の場合は、受検票や結果通知書が届かない場合がありますので必ず提出してください。

※インターネット(個人ページ)からの手続きはできません。

11. 受検票の送付について

受検票は9月14日(月)に発送予定です。

- ・ 受検票(ハガキ)は普通郵便で発送します。
- ・ 受検票が届かない方は、9月24日(木)以降にお問い合わせください。
- ・ 受検資格のない方および書類不備等により受検できない方には、事前に文書にて通知します。
- ・ 受検票を受け取りましたら、検定種目、試験日時、試験会場、受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
- ・ 受検票を紛失した方は必ず事前に土木試験課へ問い合わせ、受検番号・試験会場等を確認のうえ、試験当日に試験会場受付で再発行を受けてください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・ 試験会場については当センターホームページ上でも公表します。
- ・ 試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

12. 受検地変更について

・受検地の変更は原則として認めておりません。ただし、転勤・転居等のやむを得ない事情で変更を希望する場合は、**9月28日(月)(必着)**までに以下の①～④を当センター土木試験課「受検地変更係」まで郵送してください。(提出先は32ページを参照)

① (様式イ)変更届・・・「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(29ページ)をコピーし必要事項を記入してください

② 受検票の写し・・・受検票を受け取っていない方は不要です

③ 変更理由の証明・・・転勤辞令や出張命令書等のコピーを提出してください

④ 返信用封筒・・・宛先明記の110円切手を貼ったもの(長形3号)

(速達を希望する方は合計410円分の切手を貼ってください)

・住所(今後の文書等の送付先)が変更になる方は新住所も忘れずに記入してください。

・受検地変更承認後、返信用封筒で「受検地変更許可書」を発送しますので指定した会場で受検してください。

・受検地変更許可書が届かない方は必ず10月2日(金)までにお問い合わせください。

13. 試験日時・試験地・試験の内容について

(1) 試験日 **令和8年10月4日(日)**

(2) 試験時間

入室時間	13時00分まで
受検に関する説明	13時00分～13時15分
試験時間	13時15分～16時00分

(3) 試験地

札幌・釧路・青森・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・岡山・広島・高松・福岡・那覇

※ 試験会場は受検票でお知らせします。

※ 会場確保等の都合により、やむを得ず近郊の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。

(4) 試験の内容

次の検定科目の範囲とし、記述式による筆記試験を行います。

検定区分	検定科目	検定基準
第二次検定	施工管理法	1. 監理技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。 3. 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。

(5) 合格基準

以下の基準以上の者を合格とします。ただし、試験の実施状況等を踏まえ変更する可能性があります。

・第二次検定 得点が60%以上

(6) 個人の成績の通知

成績の通知は以下のとおり行います。なお、通知する成績については全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知しません。

・第二次検定 【評定】 A : 合格(合格基準以上)
B : 得点が40%以上合格基準未満
C : 得点が40%未満

※通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

14. 受験に際しての注意

- ・事前に交通機関、経路、所要時間などを確認し、遅刻しないように早めに試験会場にお出かけください。
- ・試験会場及びその付近には駐車・駐輪できませんので、自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。公共交通機関(電車・バス等)をご利用ください。駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合は再入室できません。

(1) 試験当日に必要なもの

- ・受検票
- ・筆記用具(HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)
 - ※ 万年筆、ボールペンでの記入は禁止します。
 - ※ 電卓等は使用できません。
- ・時計(計算機能、辞書機能、通信機能を持つ時計及び携帯電話による時計機能の使用は不可)
 - ※ 試験中は全ての電子機器の使用を禁じます。

(2) 試験会場における注意

- ・試験当日は12時45分までに来場し、受検票の受検番号によって指定された試験室に入室し、その受検番号の席につき、受検票は机の上に置いてください。(受検票がないと受検できません)
- ・受検票を紛失した方は、試験当日に試験会場受付で再発行の手続きを行ってください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ・試験室内での言動は、試験監督者の指示に従ってください。
- ・試験開始後1時間以内及び試験終了時刻10分前以降は退室できません。
- ・試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、試験問題は試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者に限り持ち帰りを認めます。退室後、机上の試験問題は回収します。一度回収した試験問題は、いかなる理由があってもお渡しすることはできません。途中退室者は退室時及び試験終了後の持ち帰りはできません。
- ・解答用紙を試験室から持ち出すことを禁止します。持ち出した場合は不正行為となります。また、解答用紙が未提出の場合は、失格となります。
- ・受検票及び座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。
- ・不正行為を行った者及び試験監督者の指示に従わない者には退場を命じます。
- ・試験室内では携帯電話等の電子機器の電源を切り、カバン等にしまってください。また、時計代わりの使用も禁止します。
- ・試験中、机の上に置いてよいものは、「受検票」「鉛筆又はシャープペンシル」「消しゴム」「時計」だけです。その他のもの(筆箱・飲み物等)は机の上に置かないでください。また、帽子やイヤホンの着用は認められません。
- ・喫煙は指定場所以外では厳禁です。(試験会場により場内禁煙となる場合があります)
- ・自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。

15. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて

障がいのある方で試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、試験日の1ヵ月前までに以下の手続きが必要です。(過去に手続きを行った方も改めて手続きを行う必要があります)

(1) 申込みに際しての前提条件

障がいのある方が本検定を受検しようとする場合は、以下の3つの条件を満たしている必要があります。

- ① 本検定の受検資格を有すること
- ② 工事現場において施工管理技士、または施工管理技士補としての業務を遂行できること
- ③ 受検者単独で受検できること

(2) 手続方法について

当センター土木試験課までお電話いただき、障がいの内容(症状・程度)をお伝えください。

その後、当方より「特別受検申請書」を送付しますので、以下①～②の書類を一括して試験日の1ヵ月前までに当センターへ郵送してください。

- ① 特別受検申請書
- ② 障害者手帳のコピー、診断書のコピー等障がい等の内容が分かる書類

※ 提出された書類により、後日、電話にてご連絡差し上げることがあります。

※ 障がいの症状・程度により、あるいは試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16. 試験問題の公表について

1級土木施工管理技術検定 第二次検定の試験問題は、当センターホームページで、令和8年10月5日(月)13時から1年間公表します。

※ 第二次検定の解答は公表しません。

17. 合格発表について

合格発表日 令和9年1月8日(金)
公表期間 令和9年1月8日(金)9時～1月22日(金)

(1) 結果通知書の発送及び合格者受検番号の公表

上記発表日付けで、当センターから第二次検定合格者及び不合格者あてに文書で通知します。欠席者への通知はありません。

また、当センターホームページで第二次検定合格者の受検番号を公表します。

※ 試験問題、解答の内容及び個人得点等に関する問い合わせは一切受け付けません。

(2) 結果通知書が未着の場合

令和9年1月15日(金)を過ぎても結果通知書が届かない方は、当センター土木試験課にご連絡ください。受検者本人の問い合わせに限り、合否の結果をお伝えします。

※ 「個人情報の保護に関する法律」により、受検者以外の問い合わせにはお答えできません。

※ 当センター以外では電話による合否の問い合わせは行っておりません。

18. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて

第二次検定に合格後、合格通知書に同封してある交付申請書を国土交通省に受付期間内に申請した方は、「1級土木施工管理技術検定 第二次検定合格証明書(1級土木施工管理技士)」が交付されます。(令和9年2月下旬以降、国土交通省より発送予定)

※ 第二次検定合格証明書には、合格者の写真が印刷されます。

19. 国外における実務経験について

(1) 建設業許可を受けた業者における国外の実務経験について

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建設工事における実務経験であれば、国内の実務経験と同様に認められます。(建設業許可書の写し等を申込時にアップロードしてください)

(2) 上記(1)以外の国外の実務経験について

国土交通大臣に個別に申請し認定書の交付を受けることで、土木施工管理の技術検定を受検できます。認定書交付手続きは、認定審査に約6ヵ月程度の期間を要するとされていますので、十分な余裕をもって事前に手続きを行ってください。(申請者の現住所が国外の場合は申請できません)

(認定に関する問い合わせ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係 TEL 03-5253-8111(代)

HPアドレス 「技術検定制度－国土交通省」で検索

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00026.html

20. よくある質問

Q. 申込後に氏名、本籍、住所(受検票等の郵送先)が変わりましたが、どうすればよいですか。

A. 「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(29 ページ)に必要事項を記入し、住所変更係あてに郵送してください。(提出先は 32 ページを参照)

Q. 試験会場を教えてください。

A. 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。それまでは会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q. 試験当日に急な用事が入ったため受検できなくなったのですが、何か手続きが必要ですか。

A. 受検取消の締切前でしたら、「(様式ロ)受検辞退届」(30 ページ)を提出した方に限り受検手数料を返金いたします。締切日後は受検手数料の返金はできませんので手続き不要です。試験当日は、そのまま欠席していただいて結構です。

Q. 試験問題、解答の内容等について問い合わせできますか。

A. 試験問題、解答の内容等についてはお答えできません。

Q. 講習会や参考書を紹介してもらえますか。

A. 当センターは試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会等は実施しておりません。参考書等についても紹介等は行っておりません。

Q. インボイス対応の領収書を発行してください。

A. 受検手数料は非課税取引です。インボイス対応取引ではございません。領収書は、下記URLよりダウンロードができます。

<https://www.jctc.jp/exam/receipt/>

22. (様式口) 受検辞退(受検申込後の取消手続き)届について

このページを印刷して必要事項を記入し、受検取消の締切日(消印有効)までに当センター土木試験課「受検辞退係」まで郵送した方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。締切日後は、いかなる理由も受検の取消はできません。(22 ページ参照)

(様式口)受検辞退届

令和8年度1級土木施工管理技術検定第二次検定の受検申込みをしましたが、下記理由により受検できなくなったため、受検を辞退します。

令和8年 月 日

一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課 御中

フリガナ	
申込者氏名	
生年月日	(昭和 ・ 平成) 年 月 日
辞退理由	
日中に連絡がとれる連絡先	(自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先) - -
受検手数料の返金先住所	(〒 -) ※勤務先の住所にする場合は、勤務先名、所属名まで記入してください。
申込時の試験地	

本人署名・捺印 _____ 印

施工管理技術検定における自然災害等による 不可抗力が発生した場合の対応方針について

【 自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について 】

全国又は一部試験地及び試験会場において、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。

その場合は原則として再試験は実施しませんが、受検手数料については返金いたします。

なお、当センターは中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いません。

【 試験実施に関する情報提供 】

自然災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、当センターホームページで事前にお知らせする予定です。

自然災害等の不可抗力による試験中止等については、原則として当センターホームページに掲載します。

試験前日又は当日に試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合にはその旨をお知らせしますので、その後の最新情報を確認してください。

ご 注 意

一般財団法人全国建設研修センターと似た名称を用いて申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当センターとは一切関係ありません。

当センターは出先機関や代行機関は設置しておりません。

不正行為等に対する受検禁止措置について
申請内容等に不備がある場合や不正行為等試験中の禁止行為が発覚した場合、
受検もしくは合格を取り消し、最長3年間の受検禁止措置がとられます。

一般財団法人 全国建設研修センターのプライバシーポリシー

- ・一般財団法人 全国建設研修センターは、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。
- ・当センターは、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として受検申込者の氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。なお、これらの情報は試験を実施するための重要な情報として利用し、それ以外の目的では利用しません。
- ・受検申込者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- ・受検申込みの際に提出された申請書類の内容を外部に公開、提供することはありません。また、外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当センターは法令等に基づきその要請を拒否し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。ただし、法令等に基づく公的機関からの要請により開示しなければならない場合は、個人情報を提供する場合があります。
- ・個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に努めます。
- ・ただし、合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験部

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL 042-300-6860

ホームページアドレス <https://www.jctc.jp/>

電話によるお問い合わせ対応時間 9:00~17:00

土・日曜日・祝日は休業日です。

※お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。

◎検定に関する最新情報はホームページをご確認ください